

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十二條の二第二号イ⁽¹⁾の規定に基づき、地階における住宅等の居室に設ける防水層の設置方法を次のように定める。

防水層の設置方法を定める件

防水層は、次に掲げる方法により設けること。

- 一 埋戻しその他工事中に防水層が損傷を受けるおそれがある場合において、き裂、破断その他の損傷を防止する保護層を設けること。
- 二 下地の種類、土圧、水圧の状況等に応じ、割れ、すき間等が生じることのないよう、継ぎ目等に十分な重ね合わせを設ける等の措置を講じること。